

法定検査受検申込書

浄化槽法第7条及び第11条に規定する「水質に関する検査(法定検査^{*1})」を申し込みます。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 施設名（個人宅の場合は世帯主等のお名前）： | _____ |
| 所在地（裏面に案内図も記載してください）： | _____ |
| 浄化槽の人槽　　： | _____人槽 |
| 浄化槽使用開始（予定）： | _____年　　月　　日 |
| 浄化槽設置補助金（市町村補助）の有無　： | 有　・　無 |

（指定検査機関^{*2}）

一般社団法人 山梨県浄化槽協会長 殿

年　　月　　日

申込者 住 所

氏 名

印

T E L

（日中に連絡が取れる番号を記載してください。）

浄化槽設置等に係る業者

名 称（又は氏名）

住 所

連絡先

申込者に連絡がとれない場合など、第7条検査の実施に際して、浄化槽協会から問合せを行う場合がありますので、必ず記載してください。

- * 1 浄化槽をお使いの方は、浄化槽の使用を開始した3～8か月の間に1回目の法定検査（浄化槽法第7条）を、その後は毎年1回の法定検査（浄化槽法第11条）を、指定検査機関に依頼して受けることが、浄化槽法で義務付けられています。
- * 2 一般社団法人山梨県浄化槽協会（住所：甲府市西下条町965）は、浄化槽法に基づき、山梨県から唯一指定された指定検査機関です。
- * 法定検査手数料は、県の承認を受けて決められています。（裏面参照）
- * 法定検査の結果は、浄化槽法に基づき、指定検査機関から関係行政機関に報告されます。

法定検査についてご不明な点は、山梨県浄化槽協会（電話055-288-1132）又は山梨県森林環境部大気水質保全課（電話055-223-1511）にお問い合わせください。

| | | | | | |
|-----|---------------|----------|-------------------|-------|-----|
| 確認欄 | 市町村 (受理確認) | 記載事項チェック | 林務環境事務所 (経由確認) | 浄化槽協会 | 受付日 |
| | | 補助金チェック | | | |

【案内図】

(指定検査機関が法定検査に伺うため、目印になる施設等も含めて記載ください。)

検査手数料（非課税）

| 処理対象人員 | 第7条検査手数料 | 第11条検査手数料 |
|-------------|----------|-----------|
| 10人槽以下 | 8,000円 | 4,000円 |
| 11～50人槽 | 10,000円 | 6,000円 |
| 51～100人槽 | 12,000円 | 8,000円 |
| 101～300人槽 | 14,000円 | 10,000円 |
| 301～500人槽 | 17,000円 | 13,000円 |
| 501～1,000人槽 | 20,000円 | 16,000円 |
| 1,001人槽以上 | 24,000円 | 20,000円 |

(平成28年4月1日時点)